平成２３年（フ）第１７５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2612番地２
破産者　古賀　　覺
１　決定年月日　平成23年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４１号
熊本市梶尾町1745番地28号
破産者　岡本　勝巳
１　決定年月日　平成23年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４号
熊本市清水東町２番25号
破産者　松川　　悟
１　決定年月日　平成23年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５７号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森974番地３
破産者　福田　**邦**弘
１　決定年月日　平成23年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８１号
熊本市御領１丁目10番26―１号
破産者　山田　大介
１　決定年月日　平成23年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６３１号
札幌市中央区南10条西７丁目４番13号　ハイムルーエ102号
破産者　小野寺栄子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５号
青森県十和田市東二十二番町７番８号　ＭＴハウスＡ棟
破産者　高田　　香
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３７号
青森県三沢市大字三沢字上久保31番地4141号
ピュアハウスあおばＢ
破産者　太田　健治
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４１号
宮城県石巻市水明北１丁目９番16号
破産者　佐々木貞子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
宮城県石巻市日和が丘２丁目10番29号、前住所宮城県石巻市門脇字青葉西43番地14
破産者　作山　寿恵
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成１９年（フ）第３５９号
相模原市中央区中央６丁目10番３―402号
破産者　藤野　勝久
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２３３号
相模原市中央区上矢部２丁目８番７号
破産者　溝越　雅之
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８６号
新潟市江南区曽野木２丁目26番８号、前住所新潟市秋葉区東島219番地５
破産者　石川加代子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
新潟県五泉市論瀬6084番地の１
破産者　大川原　忍
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１９号
山梨県甲府市善光寺町2858番地17
破産者　渡邉　恭子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
愛知県一宮市西大海道字本郷19番地
破産者　白山　洋子
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５５号
大津市瀬田３丁目１番22号
破産者　植垣　正樹
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９８号
京都府相楽郡精華町精華台１丁目37番地２ネオステージけいはんな公園アネシス502号
破産者　尾﨑　良平
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
広島市南区段原山崎２丁目14番５―１号
破産者　森脇　雅文
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５４号
長崎県長崎市愛宕１丁目13番23―204号、旧住所長崎県長崎市魚の町６番１―702号
破産者　山口　耕三
１　決定年月日　平成23年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係